

登米市地域福祉計画（第3期）（案）に対する意見

意見 1	資料全体の表現について
内容・理由等	計画案資料全体のことですが、「障がい者」ということばを、配慮として文中に使用しているのであれば、すべてに徹底してほしい。「障害者」として漢字で書かれているところも資料内に多く散見され、発信する側としての気持ちに疑問を持ちました。
項目名・ページ	各ページ
回答 (意見に対する考え方)	「障がい者」と「障害者」の使用の違いにつきましては、法律等で定める制度、事業等の固有名称（例：障害者計画、障害者手帳）についてはそのままの表記とし、特定の事項を示さない一般的な表現や言い回しについては「障がい」と表記しております。

意見 2	第2期計画の評価について
内容・理由等	検証項目にて、「公助」の役割で「未実施の部分がある」と記載がありましたが、各項目では具体的に書かれていないようです。具体的にはどのようなことでしょうか。
項目名・ページ	15 ページ
回答 (意見に対する考え方)	各項目で目標に達していない項目に関し「未実施の部分」と表記していましたが、分りにくい表現であったため、「目標に達していない部分」と修正します。

意見 3	みんなが利用しやすい福祉サービスを目指してについて
内容・理由等	基本方針②の取り組みとして、「インターネットを活用した相談体制の充実」とは、窓口職員同士の情報共有のことか？相談者と窓口のことか？「インターネット」は電話電気ガス等と同じようなインフラを指す内容と思いますので、具体的に示して頂きたいです。
項目名・ページ	30 ページ
回答 (意見に対する考え方)	課題を抱えている人がどこに相談しても適切な福祉サービスの提供につながるよう、各機関の情報を横断的に共有できる体制の強化を図ることとしており、「インターネットを活用した相談体制の充実」もその取組のひとつと考えております。 この場合、インターネットを活用して、窓口職員同士の円滑な情報共有を図ったり、相談者が関係機関の窓口まで行けない場合や直接相談することに抵抗がある場合などを考慮して、メールやWeb相談等ができる体制の構築を想定していますが、具体的な取組として示すことに関しては、今後、各分野別計画の実施計画等において検討することとなります。